

平成 17 年度第 3 回宮城県民間非営利活動促進委員会

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

ただいまから平成 17 年度第 3 回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日の出欠ですが、小島委員、鈴木委員、小澤委員、大森委員から欠席するという連絡をいただいております。

また、渡邊次長は若干遅れて出席する予定です。

それでは、開会に当たりまして山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

みなさんおはようございます。朝早くから御苦労様です。

促進計画の見直しも終わりました。一段落になるかと思えます。今日の議題をクリアしますと今年度の課題はだいたい終わりのようで、ひょっとしたらこのメンバーでの委員会も最後になるのではないかという話もありました。皆様にお目にかかるのも今年度最後かもしれませんが、今日は言い残されることのないよう全部おっしゃっていただいて終わりたいと思いますのでよろしく願います。それでは始めたいと思います。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

それでは、引き続き山田会長に議事の進行をお願いします。

山田会長

それでは議事に入ります。議事は一つです。民間非営利活動促進委員会への部会の設置についてということですが、事務局から御説明いただきたいと思えます。

小林 N P O 活動促進室主査

私の方から、資料 1 及び資料 2 そして資料 3 の参考資料に基づき御説明させていただきます。

本日、促進委員会の皆様にお諮りしたい事項は、前回、前々回の促進委員会においても御検討いただきました促進委員会にその下部組織として拠点部会を設置することについてでございます。本日、事務局からお願いしたい事項は簡単に申し上げて二つございます。一つは、促進委員会の下部組織として拠点部会を設置することを改めて正式にお認めいただきたいということ。もう一つは、拠点部会の運営方法などについて御承認をいただきたいということでございます。

では、具体的に中身の説明をさせていただきます。まず、根拠となる法令、条例ですが、御説明を申し上げます。資料 3 をお手元をお願いします。

資料 3 は、宮城県民間非営利活動促進基本計画の案でございますが、20 ページ以降に参考資料ということで「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」がございますが、そちらを御覧いただきたいと思えます。こちらの条例は、前回も御説明を申し上げましたが、この 6 月に行われた第 305 回宮城県議会にその改正について提案いたしまして、原案どおり可決され、7 月 14 日に公布されました。その改正の主な内容は、第 17 条を追

加した部分です。第17条を御覧願います。第17条は、「促進委員会の部会」というタイトルがついております。

促進委員会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

第2項 促進委員会に、部会の所掌に属させられた事項の調査・審議に資するため部会委員を置くことができる。

第3項 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

第4項 部会に属すべき委員及び部会委員は、七人以内とし、会長が指名する。

第5項 部会委員の任期は、二年を超えない範囲内で知事が定める期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6項 前条第5項から第8項までの規定は、部会について準用する。

第7項 促進委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって促進委員会の議決とすることができる。

でございます。

こちらの第17条第1項から第7項の規定に基づきまして、部会の設置に必要となる事項を本日の促進委員会において御審議の上、御承認いただきたいと考えております。

さて、今回設置について御審議いただきたいと考えている拠点部会において行っていただきたいと考えている所掌事項ですが、こちらは「県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」に関する事項となります。

ですので、おさらいにはなりますが、資料2の平成17年度の「県有施設借り受け団体募集要項」に基づき、まず「県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」とはどのような事業かについて、前回よりも少し詳しく御説明させていただきます。

この事業をごく簡単に御説明しますと、「県が使わなくなった施設を企画コンペで選考されたNPOに安価にお借りいただき、その施設で公益サービスを展開してもらうことで、県民サービスの増進を図る」事業となります。資料2の1ページの「3貸付する施設の概要および貸付料」を御覧ください。(1)としまして、宮城県民間非営利活動施設第4号として、これは宮城県婦人寮でしたが、こちらを年間753,710円程度で貸し付けることを考えています。それから、(2)として、民間非営利活動施設第5号で、勾当台会館職員寮は年間568,120円程度。それから(3)の第6号の白石高等学校の校長宿舎ですが、年間213,500円程度ということです。程度と申し上げているのは、工事が入ったりすると若干貸付料が変更になることがありますので、このような表現になっております。具体的な施設の中身につきましては、最後の方に図面等を添付してございますので、お時間がある時に見ていただければと思います。

今御説明したものが平成17年度の対象施設ですが、平成16年度に企画コンペを実施して貸し付けた実績は、資料2の12ページに掲載しております。12ページを御覧いただきたいと思います。

まず、民間非営利活動施設の第1号として、旧仙台高等技術専門校幸町宿舎ですが、こちらはみやぎ命と人権リソースセンターに貸付けをさせていただいてございます。ここで、人権擁護の団体等に対する活動基盤支援事業等々を実施していただいているということです。それから(2)ですが、岩沼警察署の署長宿舎をNPO法人さいしょはグーにお借りいただき、障害児の支援等々を展開していただいております。それから第3号ですが、旧

山元養護学校職員宿舎。これは2棟ございますが、こちらを社会福祉法人臥牛三敬会にお借りいただきまして、障害者の短期事業等を実施していただくという予定になっております。

続きまして2ページに戻っていただきたいと思います。2ページの「4貸付条件」ですが、まず「(1)貸付期間」は5年としております。しかし、事業の実績等を勘案し再契約もありうることにしております。(2)から(5)は飛ばしまして、3ページの(6)施設管理に係る借受団体と宮城県の責任分担等を御覧いただきたいと思います。

御覧の様に「施設の清掃」から「施設の保守点検」、そして「包括的な管理責任」に至るまで、借受団体の負担で行っていただくことを基本としております。

一言で言えば、施設管理に関しまして、「家賃は安いが大家は基本的に何もしない」物件といったところになるかもしれません。

続きまして、「(7)転貸」についてですが、この事業の一つの工夫として、一定の条件はつきますが、借受団体から他の団体に施設の一部を転貸できることとなっております。具体例と書いたところを見ていただきたいと思います。宮城野婦人寮。これはAですが、複数ある部屋のうち3室について利用を希望するNPOに対し借受団体が有償貸与するということもできますよということで、施設の有効活用をNPOの工夫によってできるようにということでこのような工夫をしております。

続きまして、「(8)借受後の実績報告」ですが、この事業では借り受けたのちに、施設において事業が適正に行われているかどうかを確認するため、借り受けた団体には実績報告を提出していただきヒアリングを受けることを義務付けております。

その結果を受けまして、事業実績・管理実績等について評価をし、最終的に再契約を締結するかどうかの判断をしたいと考えております。

次は、6ページをお開きいただきたいと思います。

「9現地説明会」ですが、そちらにお示した日程で既に現地説明会を終えております。各施設の現地説明会への参加申し込みのあった団体数ですが、勾当台会館職員寮が17団体、宮城野婦人寮が10団体、白石高校の校長宿舎が3団体と、予想以上の申し込みがありました。NPOの活動場所に対するニーズの高さを感じた次第でございます。

それから、7ページの10の「全体スケジュール」は後で説明することといたします。8ページ以降は施設の案内図、図面等ですので、お時間のあるときにでも御参照いただければと思います。

さて、前置きが大変長くなって恐縮ですが、資料の1に基づきまして、御審議いただく具体的な中身について御説明させていただきます。

資料1は宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱の改正案です。

この促進委員会は、実は促進条例のほかにこの運営要綱にもしたがって運営されていることになっております。

ちなみに、当県のほかの条例設置の委員会等においてこのように運営要綱をきちんと正式に定めて運営しているところは、今回関係課に問い合わせを行った限りではあまりないのかなと感じておりますが、こちらはきちんと定めてそれにしたがって運営しているということです。

前回も御説明申し上げましたが、条例第17条1項から第7項に規定された「部会の設置」にかかる具体的な決まりごとをこの運営要綱に規定したいと考えております。

それでは改正案について御説明申し上げます。下線を引いた箇所が改正部分の（案）です。第5条を御覧ください。第5条のタイトルは「部会の設置」です。「促進委員会に県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業に関する事項を調査審議するため、拠点部会を設置する」。解説ですが、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例第17条第1項の規定に基づき、部会を置くことを定めたものでございます。恐縮ですが、再度、資料3の促進条例の17条を御覧いただきたいと思っております。

17条の第1項ですが、「促進委員会はその定めるところにより部会を置くことができる」ということで、この定めるところというものを運営要綱中に定めたいという案です。それで解説に戻りますが、「今後部会を追加して設置する場合は、その都度本条項を改正する必要がある」ということです。例えば、評価を検討する評価部会などというものを設置したいというのであれば、この要綱を改正して一つは拠点部会、もう一つは評価部会といった形で追加して改正していくということになると考えられます。

次に、第6条です。2ページめですが、「部会の組織」ということで、「部会委員は、部会所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する」等々、第1項から第4項までございますが、こちらは促進条例の第17条第2項から第6項の規定に同じでございますので、焼き直しという形でこちらに規定しているということでございますので説明は省略いたします。

それから、次に第7条を御覧いただきたいと思っております。これは、部会において議決できる事項を定めた規定でございます。まず、第7条の部会の議決事項についてですが「部会所掌のうち次の事項については、拠点部会の議決をもって促進委員会の議決とするものとする。」ということで、「県有遊休施設の貸付候補団体の選定」、「借受団体の事業実績の評価」。解説ですが、促進条例第17条第7項の規定に基づき、同部会の議決をもって促進委員会の議決とすることのできる事項を定めたものでございます。

(1)について、拠点部会において応募のあった団体にヒアリングをしまして、審査・貸付候補団体の選定を行います。選考はヒアリングを行った拠点部会が行うことが適当、つまり、ヒアリングを行っていない促進委員会で議決することは適当ではないと考えられることから、部会の議決をもって促進委員会の議決とすることとしたものです。

なお、貸付候補団体の選考としているのは、拠点部会において選考した団体と県が賃貸借契約を締結して初めて貸付団体となるからでございます。

(2)についてでございますが、借受団体が借り受けた施設を用いて行った事業について、事業年度終了後に実績報告を県に提出し、その内容についてヒアリング等を行うこととなるのですが、その評価は上記と同じ理由により、部会の議決をもって促進委員会の議決とすることとしたものでございます。

なお、拠点部会においてこのほかに県有遊休施設の有効利用によるNPO拠点づくり事業について議決が必要になる事項は特に今のところ想定されておりませんが、県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業の運営に関する促進委員会からの御意見につきましては、次に御説明を申し上げます第8条の報告の際に頂戴できるものと考えてございます。

第8条、「促進委員会への報告」でございますが、「部会における調査審議の結果は促進委員会に部会長が報告するものとする」と規定しております。解説でございますが、促進委員会において部会の動向を適切に把握することができるよう、部会長からの促進委員

会への報告を義務づけたものでございます。第4条に戻っていただきたいと思いますが、第4項を御覧いただきたいと思います。「会長は、必要があると認めるときは、促進委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる」というふうに予め規定されておりますが、そちらの解説です。第8条の規定により、部会における調査審議の結果は部会長から促進委員会に報告することを予定してございますが、部会委員、これは促進委員会の委員以外の部会のメンバーということになってございますが、部会長となった場合には、本条第4項の規定に基づき促進委員会に出席するということになるというふうに想定されます。

それから第9条の説明に移ります。2ページめの「会議の公開」ということでございますが、「第9条 促進委員会の及び部会の会議は、原則として公開により行うものとする。但し、当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる」。解説ですが、非公開性が必要な事業、例えばシェルター事業などが当該施設で行われる場合を想定しまして、県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業運営委員会は現在非公開として実施しております。公開・非公開の決定に係る採決の規定については、「宮城県情報公開条例」を準用してございます。

ですので、こちらの促進委員会は公開でやってございますが、拠点部会のほうは構成メンバーが3分の2以上の多数で決定すれば非公開ということのできるということを規定しているものでございます。

ということで、一応こちらで促進委員会の要綱の改正案の説明が終わったわけですが、続きまして資料1の4ページの部会委員の案について御覧いただきたいと思います。

こちらにお示しした方々は、現在要綱により設置している委員会においても委員として御就任いただいている方々でございまして、引き続き条例設置の部会になっても部会委員としてお引き受けいただきたいと考えております。

促進条例第17条第4項には「部会に属すべき委員及び部会委員について、つまり部会を構成するメンバーは、促進委員会の会長が指名すること」となっておりますが、本日、こちらにお示ししたメンバーで御承認いただけるのであれば、それをもちまして会長から指名があったものと解させていただきますと考えております。

最後に、説明が長くなって恐縮ですが、資料2の7ページにお戻りいただきたいと思っております。全体スケジュール概要でございますが、今後どのような形でこの事業が進んでいくのかということが書いてございます。まず、県側の8月3日ですが、企画案の締め切りになっております。それから、8月19日までに書面による質疑応答を選考委員にやっていただきたいと。それで、一次審査選考を行いまして、その結果を9月2日に団体に通知するということです。一次審査は一施設3団体程度に絞り込む予定です。その後、選考結果を団体が受理し、10月1日に最終審査選考会ヒアリングを実施しまして借受候補団体を決定し、8月3日にその旨通知をいたします。

その後、借受候補団体と我々県との共催で地元に対する説明会、この施設ではこんな事業を行いますよという説明会と一緒に開催しまして、その後団体と県側で借受貸付の契約を締結するということになってございます。次回の促進委員会には、こちらの審査選考の結果等につきまして御報告ができるものというふうに考えてございます。

説明が大変長くなってしまい申し訳ありませんでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

山田会長

はい。ありがとうございました。それでは、この部会設置の件につきまして御質問や御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

確認なんですけど、資料3の促進基本計画案がついていますが、これはもう決定でよろしいのですか。

佐々木NPO活動促進室長

9月に定例会が開かれる予定になっておりますけれども、そちらでの議決をいただいてから決定ということになっております。

山田会長

私からも一つ確認ですが、今日はこの運営要綱の承認ができれば部会の設置を承認したということになるんですね。ですから、運営要綱等を見ていただくということになるのかと思えます。はい。お願いします。

櫻井委員

では確認ですけれども、運営要綱の2ページの第7条の議決事項ですが、資料2の方で募集要項がかなり細かく書かれていますのでこちらを見ると分かりやすいと思うのですが、例えば公募団体の選定と事業実績の評価が議決事項になっておりますけれども、例えば募集团体の資格要件であるとか、審査の基準、要するに選定に至るまでの前段の部分ですね。これはどこが決めるというのか、どこで議論するのかということなんですね。要は、私どもの促進委員会と部会との役割分担のところ、貸付けしたい施設があるので一切の議論を部会を設置してそこをお願いしたいというふうに我々が言わなきゃならないのか、どのあたりまで部会の権限としてあるのか、その選定の前段の部分を御説明いただけたらと思えます。

山田会長

よろしいですか。第7条について。

小林NPO活動促進室主査

御説明申し上げます。まずこちらの募集要項ですが、選定の前提になるまでの決めごとですが、こちらは昨年度すでに運営委員会を何回か開催しまして、その中で御意見をいただきながら決定していただいた事項でございまして、今年度はこちらに基づき審査・選考を行うということになっております。

そのほかの決定事項につきましては、この第7条の案からしますと、部会で議決できる事項は公募団体の選定と実績の評価ということになりますので、その他の決めごとがあるのであればこれは一度部会で議論していただいたものを促進委員会に御報告させていただきまして、そちらで御意見をいただき、修正等があれば修正をし、決まっていくということになると思えます。ですから、貸付団体の選考の状況、それから、借受団体の事業実績の評価の状況等について御報告をさせていただきまして、その中で問題点等があればこち

らの募集要項等の規定について再度見直しをかけていくということについての意見は促進委員会でもいただきたいというふうに考えてございます。

櫻井委員

今のでいいと思うのですが、やはり「第5条 部会の設置」というのがその都度その都度第5条を規定しなければならないような話ですよ。要するに、今回は、遊休施設の有効利用に関する拠点づくり部会の話で、先ほどの説明にあったとおり、今までこれは議論してきましたので、要綱はもう整っているという議論ですが、また新たに部会を設置したいとなった場合、またこの5条をその都度改正して、改正というか付け加えるのでしょうか、この委員会の中でその都度その都度規定して、どこまで決めるかはまたその都度その都度という解釈でよろしいんですよ。

今のでいいと思うのですがけれども、やはり、この細かい議論を度外視して、この促進委員会の位置付けというのが大事だと思うんですね。ここは公募で集まってきていらっしゃるNPO関係者とか、県民がここに参画をして、県民協働の中でやっていく場だと思うんですね。ですから、各論は部会でやっていきましょうという、議論の効率化を図るという意味だとは思いますが、なるべく促進委員会は今までも意味があったと思いますので、県民参加型でやっていますし、部会の審査委員の名簿を見ますとそれなりの専門家の方々ですし、それなりの役割があって選ばれているとは思いますが、この促進委員会は公募で選ばれた人達が来ている部分があるので、そのあたりの役割分担はすごく気になる部分でもあるんですね。先ほど、こういう要綱を定めている委員会はこの委員会ぐらいしかないという御説明がありましたけれども、要綱が精緻になればなるほど細分化されていくわけなので、そのあたりもちょっと懸念されるかなと。事務局の提案を否定しているのではなくて、ぜひ、この委員会の役割と部会の役割というあたり、その都度その都度というのだんだん見えにくくなってくる部分もあるので。この5条はその都度その都度と聞こえたものですからちょっと申し上げました。これは意見として聴いていただければということで、御返答をいただく必要はありません。

山田会長

では、今の件はよろしいですか。もし何かあれば。

佐々木NPO活動促進室室長

もちろん、促進委員会が基本的にはNPOの宮城県の施策に関することはこの促進委員会で御議論いただくのが基本かなと思っています。部会を設置できるようにいたしましても、事業ができたなら何でもすぐに部会ということではなくて、あくまでも本当に専門的な事項、今回は施設を貸し付けるといいますので、なかなかちょっと専門的な事項もあるのかなと思って部会を設けてこれまでやっておりましたので、今後もこういった専門的な事項ができたとか、かなり集中的に急いで議論しなければならない事項が起きたという時には部会を設置していただくことになろうかとは思いますが、その場合でも当然こちらの促進委員会にお諮りしてからということになりますので、委員の御意見を踏まえて今後も対応していきたいと考えております。

山田会長

はい。ありがとうございました。それと関連して技術的な話なんですけど、これからまた新たに部会を設置するときの運営要綱の改訂の仕方が非常に面倒な気がするのですが。例えば、第5条で県有遊休施設の部会を設置しますよね。そして、第7条でその県有遊休施設のことに関して議決事項が述べられていますね。そうすると、今度新たなものが出てきたときに、第5条から第7条まで大幅に変わってしまいますよね。こういうやり方で大丈夫なのかということなのですが、どうなのでしょう。大変だなと思いますが。

佐々木NPO活動促進室室長

部会が併存するかはその場になってみないと、というのがありますが、その場合は、今の「部会の設置」というところを「拠点部会の設置」として、それぞれ並べていくことになるのかなとは思いますが。もし、たくさん出てくるようなことがあれば、ちょっと読みづらい規定になってくるかもしれませんが、出てきた時点で私学文書課と協議して分かりやすい規定になるようにはしたいと思います。

山田会長

はい。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

藤田副会長

部会から促進委員会への報告ということについてですが、これはどのような報告の仕方をするのですか。例えば、促進委員会以外の者が部会長になった場合は、促進委員会に出席して報告するというのがあるのですが、今見ますと、部会のメンバーは5名ですよね。7名までいいとするならば、この促進委員会の中から一人部会のメンバーになるのが簡単なかなと思ひまして。以上二つ。どういう報告の仕方がされるのか。もう一つは提案なのですが。

佐々木NPO活動促進室室長

促進委員会の委員を兼ねていない場合は、先ほど御説明しましたとおり第4条第4項にしたがって、会長の求めに応じて出席して御報告という形になりますし、促進委員会の委員と兼ねている場合には、兼ねた方が部会長になっていけば、そのあと部会長は互選により選ばれることになっておりますので、部会長になっていけばその方が促進委員会のメンバーとして御出席していただき、こちらに御報告していただくということになるかと思ひます。現時点では、これまで今まさに募集している団体を審議していただいているメンバーがいらっしゃるものですから、事務局としてはこの提案しました5名の方をお願いしたいとは思っておりますが、副会長の御指摘も踏まえまして、促進委員会のメンバーの方が今後部会のメンバーも兼ねるというのも1つの考えかなとは思っております。今後検討させていただきたいと思ひます。

藤田副会長

言葉足らずだったかもしれませんが、促進委員会に報告する場合、わざわざ部会長がいらっやってここで報告するのも大変かなと思ったのです。それで提案させていただいた

のですが、それとも、報告の仕方ですが、文書で報告するのか、あるいは私たちもちょっと注目していますので、例えば委員のメンバーには即メール等でこういう経過になりましたとか、そのへん、どういう方法で知らせていただけるのか知りたいと思ったのです。

佐々木NPO活動促進室室長

基本的な報告のスタイルとしましては、部会長がこの委員会の場にいらっしゃって、必要に応じて資料を当然出すことになると思いますが、そのような形で御説明するのが基本かなとは思っております。

ただ、もちろん、なかなか委員会を開くまでに間があるとか、そういったときには、これは部会長というよりも事務局がやることになるかと思えますけれども、皆様に適宜情報提供などはしていく必要があるかとは思っております。

山田会長

関連してですが、そうしますと、今年度さっそく公募があるわけですが、その公募案の7ページの「10全体スケジュール概要」のところで、この促進委員会の報告というのはどの段階でどういう形であるかというのはいかがなものでしょうか。

小林NPO活動促進室主査

次回の促進委員会がいつあるかにも関わってくるのですが、まず、審査結果を御報告するというのがメインの報告事項になるというふうに考えております。

それで、今回は来年の予定のようでございますので、先ほど御指摘がございましたように選考結果等につきましては文書等で委員の皆様にお知らせをしたいと考えてございます。

山田会長

基本的には、この要綱等によって部会の方の議決を尊重するということがあるわけですが、なるべくたくさんの意見、あるいは促進委員会の委員の皆さんの意見と了承をいただくということも含めて、あまり遅くならない方がいいような気がいたします。できれば敏速に御報告いただいた方がいいような気がいたしますが、いかがでしょうか。

佐々木NPO活動促進室室長

部会の方で選考が決まった段階で、情報提供というか御報告、文書の形になるかと思っておりますが、早い段階で御報告してまいりたいと思っております。

山田会長

報告の件はそれでよろしいですか。では、なるべく決まり次第速やかに御報告をいただく方向でお願いします。

ほかはいかがでしょう。

佐々木委員

調査・審議の結果ということでの御報告ということなのですが、実際私もみやぎNPO

プラザの借受の方に立ち合わせされたのですが、実際にそこで行われているニュアンスというのでしょうか、問題点というか雰囲気というか、そういったものというのは、結果の部分でどこが決まりましたとか、そういう部分ではない文書で書きにくいものって結構あるのではないのかなと思うのですね。それを、結果だけこうなりましたと持ってきたときに、促進委員会の委員がそこで行われている問題点とか雰囲気を直に受け取ることができるのかなとちょっとだけ疑問に思ったのですが、そういったことってないでしょうか。

小林NPO活動促進室主査

一応文書で速やかにお伝えすると同時に、次回の促進委員会で部会長からどのくらい雰囲気が伝わるかは分かりませんが、なるべく臨場感あふれるような報告をしていただきたいというふうに考えております。

山田会長

原則は規定どおり、拠点部会の議決を当然尊重するわけですが、報告はなるべく早くしていただくということと、そこでのいろいろな問題等はできるだけ伝えていただくということをお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

加藤委員

全体とか要綱の方には意見はなくて、このままで結構だと思います。それで、今の審査のプロセスで、もちろん審査そのものは部会にお願いすることですから、そのことは当然のことであまり意見を言うべきではないと逆に思うのですが、応募いただいた団体の名称は途中で公表されるのでしたでしょうか。応募をいただいた団体の名称の公表は入っていましたか。

小林NPO活動促進室主査

まず、選ばれた団体は当然公表します。で、次点の団体を選ぶことになっていますが、そちらも公表します。それ以外のもう一団体というのは公表しないということになっています。

加藤委員

一次審査で落ちた団体も公表されないということですね。

小林NPO活動促進室主査

そうですね。一次審査につきましても公表しません。

加藤委員

助成金とかも当然そういうふうに行っているのですが、ちょっとこれとは違うのですが、あるNPOのチラシを見ていたNPOの人が、産廃の業者の社長がやっているといる裏で、といった大変な話がいっぱいあったりとか。つまりそういうマイナス情報で、本当かどうかという問題はいろいろあるわけですが、今後そういうことについて、審査をされる

部会の方のところだけで分からない情報が入ってくる可能性というのが、少々リスクという点でいうとあるかなと。その団体の応募名を全部に公表しないということもありだと思っておりますが、法人のことについても認証前に縦覧しますよね。そういうのに近い意味でいうと、若干情報が、そういうことは万に一つの話なのでたまたまあればということですが、そういうリスクということで言うと何か情報が入ればいいのかという感じがちょっとする。もちろん、その情報も出さないと公表していますからこの委員会にも出さないとということになるかとは思いますが、ちょっと気にかかったところなので。問題提起だけです。無理してお答えいただかなくて結構です。

山田会長

そういうリスクについても、これは基本的には事務局が管理ということになるかと思いますが、配慮して対応していただくということによろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

木村委員

拠点部会の委員が、所属団体は書いてあるのですが、皆仙台の方なのかなと思ったのですが、今回貸出しするところ、仙台が2ヶ所と白石が一ヶ所あるのですが、やはり今の加藤委員の話から言っても地元でなければ知り得ないというか、NPOにもいろいろ取り囲む状況があると思うのですが、そういった部分でこの審査に当たって何か調査をするのかということをお願いしたいのですが。

各団体の、まあ就職であれば身上調査があるわけですが、それと同じで団体の調査。例えば、白石のNPOサポートセンターに問い合わせをすとか、若しくは地元の管轄の市町村に問い合わせをすとか、何かそのような調査をするのか。白石の借り手は、多分手を挙げる方というのはやはり地元に近い方だと思うんです。そういったことで、地元のNPOの方の調査というか、なんでもそうなのですが、全て提出書類が整っていればまずそれでよしという状況になると思うのですが、

佐々木NPO活動促進室室長

書類を見るだけではなく実際に選考委員会の場に来ていただいて、不明な点については委員から直接ヒアリングをしていただくということで、疑問点といいますか、この団体がちゃんとできるのかどうかということについては聞き取っていただくということで現在は対応しようかと思っていますところでは。

木村委員

なぜそのように言ったかと申しますと、どこの団体でもそうですが、ある程度質疑に対応できる人間がヒアリングの場に行くと思いますし、書類上きちんと整えるというのは最低限当たり前のことだとは思いますが、そこで地元の情報というものをある程度、例えば、助成金でもそうですが、県の補助金は市の方が窓口があって、市の方がある程度地元に通じているということでヒアリング的にすると思うのですが。資料を整える段階です。こういった公共施設を借受けしてやっていくという部分については、特にそういった部分の、企業であれば5年間企業が存続するかどうかという部分。それは資金的にもで

すね、そういった調査があると思うのですが、そのへんも是非ゆっくり見ていただけたらなというふうに、御意見ということでさせていただきます。

藤田副会長

私も木村委員の意見に賛成ですが、私もある小さなところの寄附金の助成金の時の運営委員をしているのですが、そういったところでも、やはり実際に事務局がもう少し詳しく調べるんですね。現地に行って調査するとか、それから団体の構成員を調べるとかありますので、是非、書類審査で残った3団体くらいは事務局の方が現地に行き、実際にどういう活動をしているのかまで調べられた方がよろしいのではないかと思います。

小林NPO活動促進室主査

今回そのようなことをやるということは想定していなかったものですから、来年度以降に御意見を生かしていこうというふうに考えているのが基本でございます。

まず、事務局が調査をするということですが、事務局が本当に公平な調査をできるのかどうかというところが非常に不安なものですから、バランスが悪く調査したりとかで団体に不公平な状況を生じさせるのではないかとということを非常に懸念しておりまして、そういうことから、スケジュールを見ていただいても書面による質疑応答ということで、事務局が聞き取りをしてそれを団体に電話で聞いて回答をまとめて委員に回答するというスタイルはとらずに必ず書面でやりとりをします。それは、伝言ゲームみたいになって、事務局が入ったことによって必要な情報が落ちたり、必要じゃない情報が入ってくるという状況を避けたいというのがありまして、公平性に非常に配慮した審査方法ということで考えております。ただ、先程来御指摘のありましたとおり、リスクの問題であるとか、そういった部分をどう排除していくのかということもあるかと思いますので、今後選考方法を検討させていただきたいということで考えております。

それから、リスク管理の問題というところでは、1つは実績報告というところをこちらの事業の1つの特徴としていますので、実績報告ヒアリングをして、そこで当初予定していた事業以外のことをやっていそうだとということが判明すれば、契約の解約ができる内容の契約書になっておりますし、解約に至らなくても、継続的に契約しないと再契約しないという方法も考えてございますので、そちらで幾分かのリスク管理はできるのかと思っております。

ただ、御指摘については、来年度以降ということで検討させていただきたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

木村委員

分かりました。ありがとうございます。なかなか現地に行ってというのは難しいと思うのですが、例えば、担当の行政の方とか市町村の方で、よく存じ上げている方というのは多いと思うんです。やはり、地元で活動していれば、その地元の情報というのが一番分かるかと思うので、何かの形でヒアリングをしていただいて、是非5年間きちんと事業ができるというのは、NPOであっても企業であってもそれなりの事業計画とそれなりの役員構成又は理事構成の中でやっていることが大事だと思いますし、幾分かの賃貸料をお支払いしてという中で、きちんとお支払いができるというところを、もちろん部会委員に見て

いただけると思うのですが、徹底していただければと思う次第です。よろしく願います。

山田会長

今の御意見ですと、きちんとした地元情報の把握のシステム化は次年度からということ、それで結構だと思いますが、今年度についても可能な範囲で情報を把握しながら審査の運用をしていただけないかということですね。

大久保委員

私は、書いていることそのものは記録として残るわけで、それは公平に情報が伝わることとはとても重要なことだと思います。

ただ、皆さんが心配しているのは、書かれていることと事実の確認の問題だと思うんですね。それが、どの段階であるかということが今までやってきていないわけですが、どこかの時点で事実の確認は本当は必要なのかなと思います。

ただし、それがそれ以上に私情や考え方を挟むような見方は、私はかえっていろいろな団体にとって不利益ですし、地元といってもとおった方は必ずしも把握しているとは限らないし、公平な判断の答えが出てくるとは思いません。

なので、私は、もし確認するのであれば、提出された書類の事実確認、これは書いて出せば終わりというものではないわけで、そのへんは、もし、スケジュールでいけばそのようなことはあるかなと。例えば、実績の確認とか、そこに事務局が実際にあるのであれば事務局の確認とか、そのような書かれていることへの確認にとどめておくべきだと思います。

山田会長

今の御意見は、事実の確認はしたほうがよろしいのではないかとということだと思います。はい。どうぞ。

加藤委員

私もだいたい大久保委員の意見に賛成で、リスクの件は私が言ったのでこういう話になったのかなと思うのですが、それは少々どこかで情報をオープンにして幅広い意見が寄せられるとか、それも当然私情が入って意見が入るわけですが、とくに行政の人とか地域のキーパーソンがという情報は、ある意味ではまさに私情が入るという危険があるので。実は、事務局がという話が藤田委員からあったのですが、うちのファンドのいくつかの審査に絡んでも事実書いてあって読み取れないとか分からないとか整合性がないとか、書類はかなり不備なものが多いんですね。現実には。このくらいのもを出しても不備なものがあるんだと思うのですが。その確認はやりますが、事務局が審査に参加して意見を言うという、実は、意見は山のようにあるのですが。例えばうちの担当者もですね。しかし、実際のファンドの審査にはその意見は一切言わないという努力をしています。そうしないと、特定のところでよく知っているところとかが有利になったり。これは、実際にファンドの審査の裏方を私どもがやっていてつくづく思いますので、その点は県の配慮の方が今やっているように必要だろうというふうに思います。ですから、事前の事実の確認ですね。

もう一つは、審査の方々が個人的に書いてあるものを読み取った上で関係者にこういうことを本当にしていますかと聞くとか、それは恐らく、実はされているのですが、各審査委員の個人の責任でやっていただくということではないかなというふうに思います。

山田会長

そうしますと、事務局による客観的な事実の把握はやはりすべきだろうと。これは、ある程度絞られた段階でもいいかと思しますので、当選しそうなところに関してはきちんと把握した上で対応すべきだろうということ。それから、もう一つは、先程木村委員もおっしゃいましたが、審査委員の自主的な対応というのもありますので、今年度はこれで進めるにしても、地元の委員を加えていくということもあり得るのでしょうか。それは、先ほどのニュアンスにはありましたね。ということもありますので、対象の物件が一定の地域であれば、その地域の委員もある程度頭に入れながら部会の委員を選考していただくということもあるのではないかとということで、これは検討事項かと思いますが、何かありますか。

佐々木NPO活動促進室室長

本日の意見を踏まえまして、私も今の段階で、どの段階がいいのか、一次選考が決まった段階がいいのか、最終結果が決まって、今度は県が契約することになりますので、その段階がいいのか、今の時点でなかなか判断できないのですが、いずれかのタイミングで県も当事者として契約を結ぶわけですので、客観的な確認というのは何らかの形では対応できるようにとは思っております。ちょっと、全ての意見に対応しきれぬかどうかはありますが、本日の御意見も踏まえて、来年度以降の選考に当たって具体的にシステムとしてどのように絡んでいくかは検討させていただければと思います。

また、地元の委員ということにつきましては、今回は、平成18年3月末までという任期ですので、この5名でとは思っておりますが、今後どういう地域で遊休施設が出てくるかということは図りかねているからなのですが、できるだけ幅広い地域の方が選ばれるように検討はしてみたいと思っております。

山田会長

この件につきましては、今の話でまとめていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、この促進委員会運営要綱の修正はお認めいただくということと、結果的に部会の設置を御承認いただく。そして、それとは別になりましょうか。部会委員のメンバー（案）になっておりますが、これにつきましても御承認いただくということによろしいですか。

それでは、議題1につきましては御了承いただいたということにしたいと思ひます。

(2)のその他は事務局で何かございますか。議題はなしということによいですね。

それから、4の議事以外のその他について、何かありましたらお願ひします。

菊地NPO活動促進室主任主査

4のその他ですが、私からまず一件報告させていただきます。宮城県民間非営利活動促進基本計画の関係での報告です。

この促進基本計画につきましては、昨年度から今年度にかけて、この促進委員会で皆様にいろいろと見直しの内容について御意見等いただきながらやってまいりました。そして、前回の促進委員会でこの基本計画の文章について多少御意見がありました。要は、連携をメインにするのか、公表が目的になっているのか分からないとか、そのような文章の修正を行う必要があるのではないかという意見を踏まえまして、事務局側で最終的に修正案をまとめまして、皆様にメールで「これに対して御意見ありませんか」という御照会をさせていただいたわけなんですけど、それに対して特に御意見がなかったことから、今回皆様のお手元に配付している資料3、こちらのスタイルで文面をまとめております。

そして、この基本計画は、前から話はしておるのですが、今年9月の県議会に上程するという形になっているわけですが、位置付けとしましては予算外議案という位置付けになりまして議会に上程して、議決を経たいという形で、財政課の方に予算外議案として提出しております。

先日、財政課からはヒアリングを受けまして、今後事務局側の作業としましては、今の基本計画は「ですます体」になっていますが、議案ベースだと「である体」に直すとか、そういった作業があります。そういったことを踏まえて、議案用に文章を修正しまして最終的に9月議会に上程するということになります。

この促進委員会ですが、今回は来年1月以降の開催になるわけなのですが、議会の議決を経ましたら、皆様にはメール等でその旨御連絡をさせていただきます。今回の資料3には、体系図や文面のほか、資料編としまして、ここはページが入ってなくて大変恐縮なのですが、参考資料としまして、原稿の基本計画と同様に「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」、今回6月議会で議決を受けているわけなのですが、それを入れ込むということ。それと、皆様の名簿。そして、これまでの見直しの経緯ということで、昨年5月から今年の5月までこういった形で見直しをしてきましたよというものをに入れております。完成版としてはこんなイメージになるのかなということで、今回皆様に配付させていただきました。私からの報告は以上です。

加藤委員

「である体」でないとダメだという根拠は。

菊地NPO活動促進室主任主査

根拠は確認しておりません。誤解のないようにお話ししますが、議案がそのスタイルということで、実際に配付をするときはこちらの形になるということです。一時的な作業が入ります。

加藤委員

それ自体がおかしいのでは。事実と違うものになるでしょ。

菊地NPO活動促進室主任主査

皆様に最終的にお渡しするのはこちらの「ですます体」のもので。

加藤委員

初めて知りましたよ。

菊地NPO活動促進室主任主査

「である体」に直しますと、文章が硬くなる感じがあります。こちらで「である体」に直すのですが、さらに、「である体」に直った文面を財政課と私学文書課で改めて見直すと。直す理由は私も分からないのですが、そういったスタイルで議案の形に直すということになっております。

山田会長

それで、市民に公開されるのは「である体」のものが公開されるのですか。

菊地NPO活動促進室主任主査

議会の審議だけが「である体」になるということです。

山田会長

おもしろい世界ですね。

菊地NPO活動促進室主任主査

そういう指示を受けていました。

加藤委員

議会の慣習でしょ。誰も知らないですよ。

山田会長

何か御質問ありませんか。今の報告の件はよろしいですね。

それでは、次お願いします。

神田NPO活動促進室活動促進班班長

続きまして五点ほど報告事項として御用意しております。まず第一点が国に対する政府要望事項ということで、これにつきましては前回も国に対する要望事項案ということで資料を出させていただきましたが、今回若干文面が変わりましたので、その点御報告させていただきます。資料は後ろから2枚目、資料4になります。

提案させていただきました内容については前回と同じで、NPO法人が活動しやすい環境整備、それから、認定NPO法人の認定要件の一層の緩和ということで、この部分は変わりありません。ただ、現状と課題の部分ですが、今回、NPO法人の重要性、県の取組、そして、国の取組、それから、認定NPO法人の要件の問題点、NPO法人といわゆる一般的な公益法人の税制上の取扱いの不備という構成にして、より問題点を明確にしたという形で国に要望させていただきました。それで、この政府要望につきましては、今月15日に当部の部長が内閣府にまいりまして要望書を提出しております。それから、同じ

く22日には知事が財務省にまいりまして要望しております。当然、県選出の国会議員にも要望書をお渡しして要望いただいているというかたちです。今ちょうど政府税調の方が税制改革ということで見直しをしている時期ですので、これに併せて要望できたということで考えてございます。

続きまして、第二点目ですが、NPO市町村主管課長会議を実施したという御報告でございます。これについては、特段資料は用意していませんが、今月の11日に県庁で県内全市町村を対象としたNPO主管課長会議を実施いたしました。当日は、本吉町ほか2・3の市町村で欠席があったくらいで、あとは全員の課長さんに御出席いただいたので、関心が高いのではないかと考えております。当日の内容としましては、今回お渡ししました基本計画の改正案、市町村の関連部分もございましてこのへんのところを説明させていただきました。それから、当日は市町村における取組ということで、白石市と田尻町からそれぞれNPOと協働でやっております取組の状況を事例発表として御報告いただいたということでございます。それから、県でやっておりますNPO関連施策ですね。このへんのところを2時間程度使いまして説明させていただきました。活発な質問とまではいかなかったのですが、今回が初めての課長会議ということもありそこまでいかなかったと思うのですが、今後もこのような会議を市町村との連携ということで、課長会議にかかわらず何らかの会議を今後も継続してもっていきたいと考えております。

続きまして第三点目ですが、平成17年度のマネージメント・サポート事業の受託者の決定ということで御報告させていただきます。こちらは資料5ということで、一番最後のページになりますが、今回二つの法人から企画提案書を提出していただき、先月22日にそれぞれ企画コンペにより選定会議を開催いたしました。選定会議の結果、委員であります杜の伝言板ゆるるの法人の方で受託されたと。それで、その後、実際に委託契約書ということで契約を無事締結させていただいております。講座の内容につきましては、今回つけさせていただきました資料にあるとおり、中間支援センターそれから組織のスキルアップセミナーの方の日程と開催場所が決まっております。それ以外の講座につきましては、今後打合せをしながら決定していきたいということで考えております。一応、現段階で決まっております内容につきまして御報告させていただきました。

第四点目ですが、県の事業で「みやぎNPO夢ファンド事業」を実施しています。これにつきましては、委員の皆さんが御存じのように、県の拠出金が初年度1千5百万円、翌年度以降5百万円ずつということの部分原資としてNPOに助成するわけですが、それ以外に一般の寄附金についても原資として助成に充てていくという事業でございます。それで、一般の寄附金も集まりづらいということで、ファンドの事務局と各委員にもお諮りしながら「募金箱を作ってはどうか」ということで、今年度、募金箱を作らせていただきました。その中で、大きいのが3つ、一回り小さいのを7つ用意して、合計10個作らせていただきましたが、大きい募金箱についてはみやぎNPOプラザやせんだい・みやぎNPOセンターに置かせていただき御協力いただいております。また、こちらの方はNPO活動促進室に置いて募金をお願いしています。また、小さい7つの方は、各部局に全部協力いただき、各部局で募金をお願いしているということで現在行っております。

それから、せんだい・みやぎNPOセンターに置かせていただいているものについては、みやぎNPOファンドの助成を受けた事業で、例えばイベントを行う際にその募金箱を貸し出して当日イベントに来ていただいた方の協力をいただくということで、実際にNPO

法人くりはら活性化ネットが今月30日にイベントをやるのですが、そちらの方に募金箱をお貸しして当日協力をいただくということで、なんとか広く色んな方に募金をお願いしたいと考えています。あと、来月以降、各合同庁舎でありますとか、そのような部分で協力をいただくわけなのですが、各委員の中でも民間でありますとか、募金箱を置いていただけるといふ話があれば、事務局に連絡をいただいて、お願いにまいると思いますので、そのへんの情報があれば御連絡いただきたいと思いますと考えております。

それから、最後に、五点目ですが、別な資料で用意させていただきましたが、県政だよりです。これは、毎月1日に発行なのですが、この7月号にNPO関連記事を掲載したという御報告です。これにつきましては、みやきNPO夢ファンド事業それからさきほど御審議をいただいたプロM、遊休施設の有効利用事業ですが、それぞれ対象になった団体を取材いただき、具体的事例を載せながら、その合間に県の施策についても広くNPO関連の施策を紹介しているという御報告でございます。

以上、私からは五点御報告させていただきました。

山田会長

ありがとうございました。五点御報告いただきましたが、皆様から何か御質問ございませんか。

大久保委員

一つ質問させていただきたいのですが、NPO主管課長会議はほとんどの市町村がいらしたということですが、主管課というのはどこが多いのでしょうか。ないというところも結構あったりしたという記憶があるのですが。

神田NPO活動促進室活動促進班長

基本的には10弱くらいだと思うのですが、市民活動室みたいな部局を置いているところはそちらからお出でいただいたと。あと、一番多かったのは企画財政課なんです。ですから、そのへんのところを市町村も具体的な取組をしていただければ、本当の主管課と呼ばれるような部局が増えていくのではないかと事務局としては考えております。

山田会長

よろしいですか。ほかにはいかがですか。

藤田副会長

ささいな質問ですが、先ほどその募金箱は県庁でいえばNPO活動促進室に置くとお話しされたかと思うのですが、なぜ下のロビーに置かないのかと思ったのですが。置けないのですか。

神田NPO活動促進室活動促進班長

原則ロビーでの募金はダメなんです。

藤田副会長

県庁に出入りする一般市民の方は多いじゃないですか。または、上のレストランのあるところはダメなのですか。

神田NPO活動促進室活動促進班長

管財課と今打合せをしていましたが、勘弁してくれというような話ですので、何とかそれ以外の隙間を見つけて置けるところをどんどん探していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

木村委員

この募金箱は後ろから開くのですか。もしあれでしたら、石巻でも置かせていただきたい。さくら野百貨店にうちで店を出してまして、デパートの方でも今こういう取組をトップの方々が強くされているんですよ。非常にいい形でできているのでどんどん伝えていきたいと思うのですが、ただ、お金のことなので管理があるのかと思ったので、そのへんどんなふうにしてやっているのか。

神田NPO活動促進室活動促進班長

それにつきましては、後ろに鍵をつけています。それから、持って行かれないようにワイヤーで止めるようにしています。

加藤委員

それでも、誰かが管理の責任を持たなければならないですね。お預かりした団体が責任を持つと。

木村委員

そうですね。例えば、後ろに名刺か何かを貼っておくとか、何かそういうことの管理はここにということにして、さっき藤田委員がおっしゃった、そういう公共のところに。せっかくなのでそう思いました。ぜひ御協力させていただきたいと思います。

山田会長

たくさん集まるように御努力ください。

木村委員

石巻でキャナルネットという団体をやってまして、北上運河のライトアップ事業をやっているんですが、このような募金箱を全部で100作って市内全域のいろいろなお店とかに置いているのですが、案外そんなに、まあ悪い人というとなんですが、そんなにいないんです。それで、実は結構募金の総額も集まるんですよ。ですから、県内だったら二百万円なんて一気に集まるくらい。ですから、数なんですよ。そこが心配だったので、7つとおっしゃっていたので、まあ作るのが難しいのですが。

加藤委員

作るのにお金がかかるんですよ。

木村委員

そうなんですね。もう少し立派でなくていいからと思ったのですが。すみません。

山田会長

ほかはよろしいですか。ということで，報告についてもこれで終わらせていただきたい
と思います。

それでは，これでよろしいですか。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

はい。どうもありがとうございました。本日の会長の最初のあいさつにもありましたと
おり，本委員会はこの委員で最後ですかというような御挨拶がありました。本委員会の
委員の任期が 11 月 30 日になっております。委員の改選につきまして渡邊次長から申し
上げます。

渡邊環境生活部次長

今，伊藤補佐が申しましたように，皆様の任期が今年の 11 月 30 日までということに
なっています。次回の促進委員会は来年を予定しておりますので，何か不測の事態で緊急
にお集まりいただくということでもない限り，今日が皆様の任期中の最後の促進委員会に
なると思います。

振り返りますと，あとからお入りいただいた方も一部いらっしゃいますが，平成 16 年
1 月 7 日にこのメンバーで通算 13 回も委員会をお開きいただき，本当に熱心に御審議を
いただきました。一つ一つの確かな御意見をいただき，厳しいお叱りをいただいた場面もご
ざいましたけれども，また暖かく励ましていただいたと記憶しております。おかげさま
で，この 2 年間に，平成 16 年 4 月スタート時よりも，N P O 法人の数だけでも 2 倍以上
に増えておりまして，面としての広がり，また質の充実も図ってこられたのかなと本当に
皆様に感謝しております。基本計画の改定の体系図の一番上の目標のところには，これは会
長自らお考えいただいた言葉だと思っておりますが，「協働による市民が主体となった社会シス
テムの確立を目指して」ということで，これからも皆様のお力をお借りしながら頑張って
まいりたいと思います。本当に県民が日々安心して幸せに暮らすためには，N P O と行政，
そして企業との協働が今後も欠かせないと考えております。

皆様には，再任のお願いをさせていただくと思っておりますが，続けていただくことをお願い
申し上げます，お礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

以上をもちまして，民間非営利活動促進委員会を終了いたします。ありがとうございました。